

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行令および適正化指針の概要について

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐

やまもと さとし
山本 悟司

1

はじめに

平成12年11月17日に成立した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）については、すでに本誌（平成13年2月号）において紹介したが、この法律に基づき、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年政令第34号。以下「法律施行令」という）が平成13年2月9日に閣議決定され、同年2月16日に法律とともに施行された。また、公共工事の発注者である国、特殊法人等、地方公共団体が統一的・整合的に公共工事の入札および契約の適正化を図るため取りまわすべきガイドラインである「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という）についても平成13年3月9日閣議決定した。本文では、この法律施行令および適正化指針の概要について紹介する。

2

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」について

(1) 特殊法人等の範囲

法の適用対象となる特殊法人等は、法第2条第1項の要件を満たすものとして、

- ① 日本道路公団、都市基盤整備公団、関西国際空港株式会社等の27特殊法人

- ② 空港周辺整備機構、日本下水道事業団等の6認可法人

- ③ 国立オリンピック記念青少年総合センター等の7独立行政法人
の合計40法人を定めている。

(2) 国および地方公共団体の入札および契約に係る情報の公表

法第4条、第5条、第7条および第8条に基づき、国および地方公共団体が公表すべき公共工事の入札および契約に係る情報およびその方法は、次のとおりである。ただし、国および地方公共団体の行為を秘密にする必要がある工事および予定価格が250万円を超えない工事については、公表を要しないこととしている。

1) 公表事項

- ① 発注の見通しに関する事項として公表すべきものは次のとおりである。

- (a) 工事の名称、場所、期間、種別、概要
- (b) 入札および契約の方法
- (c) 入札時期

- ② 入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項として公表すべきものは、表1のとおりである。

2) 公表時期

- ① 発注の見通しに関する事項の公表は、毎年度4月1日（予算が成立していない場合には、予算成立の日）以後遅滞なく行うとともに、少な

表－１ 入札および契約の過程ならびに契約の内容の公表について（政令

項 目	国 民 公 共 団 体 〈令〉は予算決算及び会計令のこと			地方公共団体
	一般競争	指名競争	随意契約	一般競争
Ⅰ． 事前に公表する事項	§ 4 ①一 【一般競争参加資格】【有資格業者名簿】 〈令 § 72①③〉	§ 4 ①二 指名競争参加資格，【有資格業者名簿】 〈令 § 95①②③④〉		§ 7 ①一 【一般競争参加資格】【有資格業者名簿】 〈令 § 167の 5 ①〉
		§ 4 ①三 指名基準 〈令 § 96①〉		
	§ 4 ①四 【低入札価格調査基準】 〈令 § 85〉	§ 4 ①四 左記を準用 〈令 § 98〉		
Ⅱ． 個別工事の契約締結後に公表する事項	§ 4 ②一 【一般競争参加資格】 〈令 § 73〉			§ 7 ②一 【一般競争参加資格】 〈令 § 167の 5 の 2〉
	§ 4 ②二 一般競争参加申請業者名，参加させなかった業者名と理由	§ 4 ②三 指名業者名，指名した理由		§ 7 ②二 一般競争参加申請業者名，参加させなかった業者名と理由
	§ 4 ②四 入札者名，入札金額	§ 4 ②四 同左		§ 7 ②四 入札者名，入札金額
	§ 4 ②五 落札者名，落札金額	§ 4 ②五 同左		§ 7 ②五 落札者名，落札金額
	§ 4 ②六 低入札価格調査の場合における落札者を決定した経緯 〈令 § 86～§ 88〉	§ 4 ②六 左記を準用 〈令 § 98〉		§ 7 ②六 低入札価格調査により次順位者を落札者とした場合における理由 〈令 § 167の10①〉
	§ 4 ②七 公正な取引秩序を乱すため次順位者を落札者として決定した経緯 〈令 § 89〉	§ 4 ②七 左記を準用 〈令 § 98〉		§ 7 ②六 公正な取引秩序を乱すため次順位者を落札者とした場合における理由 〈令 § 167の10①〉
				§ 7 ②七 最低制限価格未満の入札者名 〈令 § 167の10②〉
	§ 4 ②八 総合評価競争入札の場合における落札者を決定した理由 〈令 § 91②〉	§ 4 ②八 左記を準用 〈令 § 98〉		§ 7 ②八 総合評価競争入札を行った理由，落札者決定基準，落札者決定理由，基準によらず他の者を落札者とした理由 〈令 § 167の10の2①②③④〉
	§ 4 ②九 契約の内容	§ 4 ②九 同左	§ 4 ②九 同左 § 4 ②十 相手方の選定理由	§ 7 ②九 契約の内容
Ⅲ． 契約変更後に公表する事項	§ 4 ③ 契約の内容（契約業者名・住所を除く）	§ 4 ③ 同左	§ 4 ③ 同左	§ 7 ③ 契約の内容（契約業者名・住所を除く）

（注）表中「契約の内容」とは，契約業者名・住所，工事の名称・場所・種別・概要，工事着手の時期および工事完成の

第4条, 第7条関係) 【 】は, それを作成した場合に公表	
〈令〉は地方自治法施行令のこと	
指名競争	随意契約
§ 7 ①二 指名競争参加資格, 【有資格業者名簿】 〈令 § 167 の11 ②〉	
§ 7 ①三 【指名基準】	
§ 7 ②三 指名業者名, 指名した理由	
§ 7 ②四 同左	
§ 7 ②五 同左	
§ 7 ②六 左記を準用 〈令 § 167 の13〉	
§ 7 ②六 左記を準用 〈令 § 167 の13〉	
§ 7 ②七 左記を準用 〈令 § 167 の13〉	
§ 7 ②八 左記を準用 〈令 § 167 の13〉	
§ 7 ②九 同左	§ 7 ②九 同左 § 7 ②十 相手方の 選定理由
§ 7 ③ 同左	§ 7 ③ 同左

時期, 契約金額のことである。

くとも毎年度1回, 10月1日を目途に見直しを行い, 変更がある場合に公表を行う必要がある。

② 入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表は, 基準や資格に係る事項についてはそれを定めたときに, 個別の入札および契約に係る事項については契約後(または契約変更後)に, それぞれ遅滞なく行わなければならない。

3) 公表方法

① 発注の見通しに関する事項については, 官報(公報)または新聞紙へ掲載する方法, もしくは年度末まで掲示または閲覧(インターネットによる公表を含む)する方法のいずれかで公表するものとする。

② 入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項については, 掲示または閲覧(インターネットによる公表を含む)で公表するものとする(個別工事の入札および契約に係る事項については一年間公表)。

なお, ①②のいずれについても, 閲覧の場合はその方法を告示しなければならないこととしている。

3 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」について

(1) 透明性の確保

入札および契約に係る情報は, 原則としてすべて公表することが基本である。法令により公表を義務付けられている事項のほか,

- ① 競争参加者の点数(いわゆる客観点数・主観点数, 合計点数)・順位
- ② 等級区分の基準
- ③ 予定価格および積算内訳
- ④ 低入札価格調査の基準価格および最低制限価格
- ⑤ 低入札価格調査の結果の概要
- ⑥ 第三者機関の設置・運営概要および議事概要
- ⑦ 苦情処理方策の概要
- ⑧ 指名停止業者名・期間・理由

等についても公表することとする。

また、入札および契約手続の運用状況の報告徴収等を行うため、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等の方策を講じることとする。なお、共同設置や既存組織（監査委員制度等）の活用も可能としている。

(2) 公正な競争の促進

入札および契約の方法の改善として、

- ① 資格審査の体制整備等を図りつつ適切な一般競争入札の実施，受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等の適切な実施
 - ② VE（Value Engineering）方式等の民間の技術提案を受け付ける方式および総合評価方式の活用
 - ③ JV 制度の適切な活用
 - ④ 分離発注の適切な実施
 - ⑤ 入札金額の内訳の提出
- 等の措置を講じることとしている。

また、入札および契約に関する苦情処理のシステムを講じることとしている。

(3) 談合その他の不正行為の排除の徹底

談合情報への対応要領や施工体制の把握に係る要領の策定，公表を行うとともに，不正行為の内容に応じ警察本部その他の機関へ通知することとしている。また，指名停止基準の策定・公表等によりペナルティを厳正に運用するとともに，談合による損害額の認定が可能な場合においては，損害賠償の請求を行うよう努めることとしている。

さらに，発注者が談合に関与することのないよう不正行為の起こりにくい環境を整備することに努めることとしている。

(4) 公共工事の適正な施工の確保

受注者を適正に選定するため，あらかじめ工事成績評定を行う要領を策定・公表し，工事成績評定の結果を公表することとする。また，工事成績評定に対する苦情についても適切に処理するシステムを講じることとしている。

さらに，低入札価格調査制度および最低制限価格制度の活用によりダンピング受注を排除するこ

ととし，低入札価格調査の結果の概要を公表することとしている。

加えて，公共工事の品質の確保の観点から，監督・検査基準を策定・公表するとともに，現場の施工体制を的確に把握するための要領の策定等により監督を実施することとしている。また，疎漏工事の誘発の防止等の観点から，施工体制台帳の活用等により，元請下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導することとしている。

(5) その他入札および契約の適正化の促進

発注者支援データベースの活用等による不良・不適格業者の排除，品質確保に効果的な ISO9000 シリーズの認証取得の促進，業務運営の効率化等のための IT 化の推進，入札参加者の負担軽減等のための入札および契約手続の統一化等に努めることとしている。

なお，適正化指針の具体化に当たっては，特殊法人等および地方公共団体の自主性に応じた取り組みが許容されるものであるが，全体としては，着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。また，小規模市町村等業務執行体制が不十分である場合には，公団等の受託制度や外部機関の活用等を進めることが必要である。

4 **さいごに**

本法律および適正化指針等示される情報の公表や施工体制の適正化等については，すでに平成 13 年 4 月より適用されているところである。本法律および適正化指針の趣旨を十分に理解した上で，各発注者および公共工事の受注業者が，公共工事の入札および契約の適正化に向け法律等に従って実施を図っていただいたい。

なお，国土交通省の直轄工事における対応については，別の機会に紹介をしたいと考えている。

また，本法律および施行令ならびに適正化指針の全文については，国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/>）に掲載しているので参考にされたい。